会 議 绿 (要 旨)

	云
会 議 名	庁 議
開催日時	令和2年10月28日(水)午前8時55分~午前9時12分
開催場所	3 0 1 会議室
	出席者:市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康
出席者及び	福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、
欠 席 者	都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当
	部長、議会事務局長、会計管理者
	欠席者:なし
議題	1 令和2年第4回市議会定例会提出議案について
HTX AS	2 その他
結 (決定した方	  議題1:提案のとおり提出議案として決定する。
針、残された問	議題2:第4回市議会定例会の招集期日は、11月26日(木)である。
題点、保留事項等を記載する。)	
審 (原順一ま (○●	議題1 令和2年第4回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市長期総合計画条例 (企画財政部長説明) 行政運営の目標と基本的な方針、主要施策等を明らかにした長期総合計画の位置付け及び策定に関し必要な事項を定める必要があるので、本案を提出する。 平成23年の地方自治法の改正により基本構想の策定義務が削除されたことに伴い、長期総合計画の策定に当たり議会の議決を要しないこととなったが、引き続き議会の議決を経ることとするとともに、長期総合計画の位置付け等の必要な事項を定めるものである。 施行期日については、公布の日からとする。なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。 (結論) 提出議案として決定する。
	(2) 武蔵村山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例 (企画財政部長説明) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い 規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 附則に規定する延滞金の割合の特例に関する規定を改めるもの である。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条 例

(子ども家庭部長説明)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い 規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

附則に規定する違約金の割合の特例に関する規定を改めるものである。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (市民部長説明)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い 規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

附則に規定する延滞金の割合の特例に関する規定を改めるもの である。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する条例 (都市整備部長説明)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い 規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

附則に規定する延滞金の割合の特例に関する規定を改めるもの である。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例 (高齢・障害担当部長説明)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い 規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 附則に規定する延滞金の割合の特例に関する規定を改めるものである。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例 (市民部長説明)

都市計画税の税率の特例について、適用期間を延長する必要があるので、本案を提出する。

都市計画税の税率の特例に係る規定について、現行は「平成30年度から令和2年度まで」となっているが、その適用期間を「令和3年度から令和5年度まで」に延長するものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しに伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

事業系一般廃棄物処理手数料については、現在の廃棄物処理原価とかい離した状況となっているため、適正な処理手数料に見直すことで、受益と負担の適正化を図り、更なるごみ減量・資源化を推進するものである。

施行期日については、令和3年7月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第38号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年 厚生労働省令第4号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要が あるので、本案を提出する。

概要について、1点目は第5条第2項に指定居宅介護支援事業

者の管理者の要件を例外的に緩和するただし書を加えるものである。2点目は附則第2条に規定する管理者に係る経過措置を延長するものである。3点目は附則に令和3年4月1日から令和9年3月31日までの附則第2条の適用に関する規定として新たに第3条を加えるものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。ただし、 附則の改正規定については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算(第7号)

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和2年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 令和2年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第2号) (高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 令和2年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補 正予算(第2号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規

定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 令和2年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 令和2年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第2号) (建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 小・中学校教育用タブレットの買入れについて (総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第3条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は364,108,000円で、概要については文部科学省が提唱したGIGAスクール構想における児童・生徒1人1台のタブレット端末を買入れるものである。

買入れ台数については、6,345台(小学校用4,202台、中学校用2,143台)である。

納期限については、令和3年3月31日(水)である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市立のぞみ福祉園指定管理者の指定について (高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項

の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称については武蔵村山市立のぞみ福祉園、所在地 については武蔵村山市本町五丁目22番地の1である。

指定管理者の名称については社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、所在地については武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者氏名については吉澤 幹郎である。

指定の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月3 1日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

議題2 その他

令和2年第4回市議会定例会の招集期日について 令和2年第4回市議会定例会の招集期日は11月26日(木)である。

会議録の開示	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	)
・非開示の別 □非 開 示 (根拠法令等:	)

庶務担当課

企画財政部 企画政策課(内線:374)

(日本工業規格A列4番)